

飼料生産組織をめぐる情勢

令和 7 年 7 月

農林水産省

飼料生産組織について

- 地域における労働力の減少が進む中、農地の利用集積による作業の効率化や離農跡地等の積極的な利用による粗飼料生産基盤の強化が課題。
- 一戸当たりの飼養頭数が増加し経営が大規模化する中、飼料生産作業を外部化し、家畜の飼養管理に集中することで生乳の増産を図る経営が増加。
- 飼料作物の収穫作業等を受託するコントラクター※1やTMRの調製・供給を行うTMRセンター※2は、飼料生産に係る外部支援組織として、畜産農家の自給飼料生産や飼料調製に係る負担の低減につながる重要な組織。

飼料生産組織

コントラクター 等 収穫等の飼料生産作業

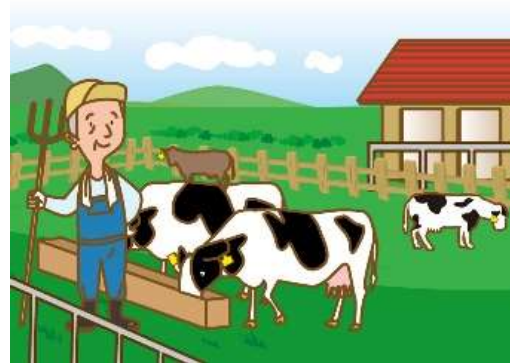


国産飼料の供給



TMRセンター 飼料の調製・供給

酪農・肉用牛農家



外部
委託

品質の安定した
飼料供給

外部委託による効果

労働負担の低減

作業の効率化

飼養管理等への集中

品質の安定

新規就農者の確保

規模拡大

※1 コントラクター: 飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※2 TMRセンター: 粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料 (Total Mixed Ration) を製造し農家に供給する施設

コントラクター等の普及・定着①

- 飼料生産におけるコントラクター等※は、畜産農家等から、播種や収穫など飼料の生産作業を受託する外部支援組織。高性能機械の活用や専門技術者による作業等を通じて、飼料生産作業の効率化に貢献。
 - コントラクターの組織数は増加傾向で推移しており、令和6年で966組織。北海道のコントラクターの経営の形態は、株式会社が最も多く(30%)、次いで有限会社(26%)、営農集団(13%)、都府県では、営農集団が最も多く(33%)、次いで株式会社(24%)、農事組合法人(21%)となっている。
 - コントラクターの運営主体は、北海道では畜産農家が最も多く(32%)、次いで農協(28%)、都府県では耕種農家が最も多く(38%)、次いで畜産農家(30%)となっている。
- (※:契約に基づく粗飼料生産・販売のみを行う組織も含む。(以下、コントラクター))

コントラクターの主な受託作業

 堆肥散布 ・専用の施肥機等で完熟堆肥を圃場に散布。	 とうもろこし播種 ・専用の播種機で牧草やとうもろこしを播種。	 牧草収穫	 青刈りとうもろこし収穫	 WCS用稲収穫	 バンカーサイロ詰込	 ラッピング
・専用の機械で牧草を刈り取り、予乾作業後に集草し、ロールに圧縮もしくは、バンカーサイロに搬入。 ・専用の収穫機で青刈りとうもろこし等を収穫し、バンカーサイロに搬入。 ・専用の収穫機でWCS用稲を収穫し、ロールに圧縮・梱包。 ・バンカーサイロで牧草等を踏圧し密封。 ・専用の機械でWCS用稲等をラッピング。						

コントラクター組織数の推移、地域別組織数(R6)

○コントラクター等の組織数(※)は、令和6年には966組織に増加。北海道が2割強、九州及び東北が2割弱を占める。

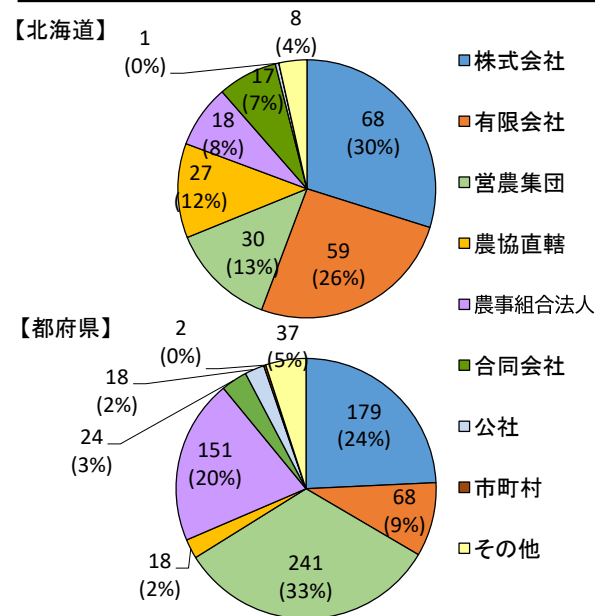
	H20	H25	H30	R4	R5	R6
全国	522	581	826	828	852	966

※ 事業への申請や問い合わせを通じて、把握できている組織。R6では、直近の補助事業で採択した組織を追加した結果、前年より数が大きくなったが、R5年以前から活動していた組織も多数含まれる。

《地域別組織数(R6年)》

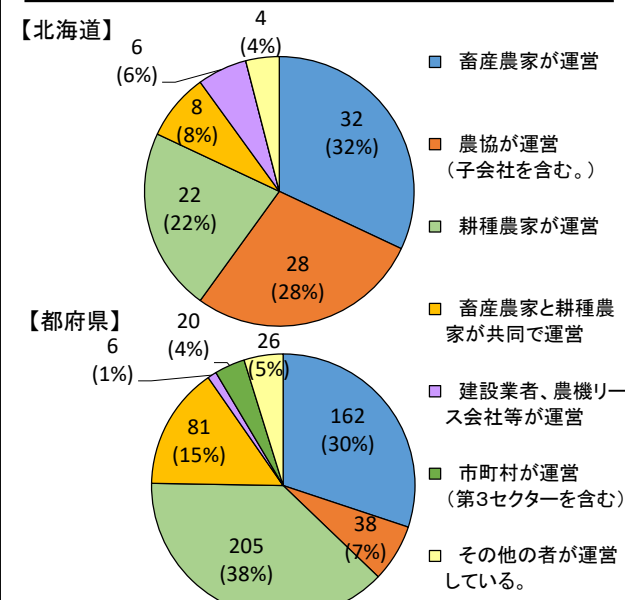
北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中四国	九州	沖縄
228	178	150	35	51	18	116	185	5

経営形態別組織数(R6)



組織数966のうち北海道228組織と都府県738組織の内訳

組織の運営者(R6)



本件に回答のあった組織(北海道100組織 都府県538組織)、割合は回答組織による占める割合。

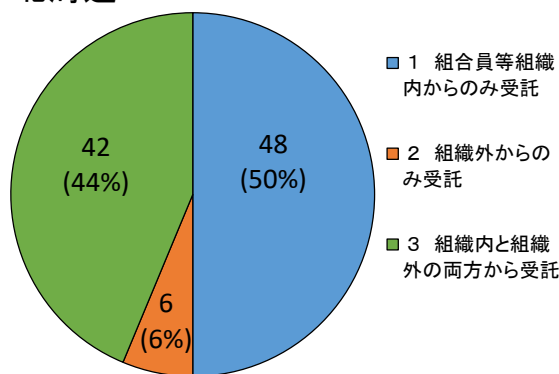
コントラクター等の普及・定着②

- コントラクターが作業受託した農家の範囲は、北海道では組織内が5割、組織内・組織外からの両方が約4割、都府県では、組織内が約3割、組織内・組織外からの両方が約4割、組織外のみからが約2割存在する。
- 作業受託に対応している地域の範囲は、北海道、都府県ともに市町村内の組織が約6割、隣接する市町村の組織が約3割。
- 飼料作物の販売を行っている組織における販売先は、北海道では、組織内・組織外の両方が約5割、組織外のみが約3割、都府県では組織外のみが約5割、組織内・組織外の両方が約3割。
- 販売地域は、北海道では、道内が約4割と最も多く、次いで市町村内で約3割、都府県では、市町村内及び隣接する市町村がともに約3割、次いで県内が約2割の順で販売している。

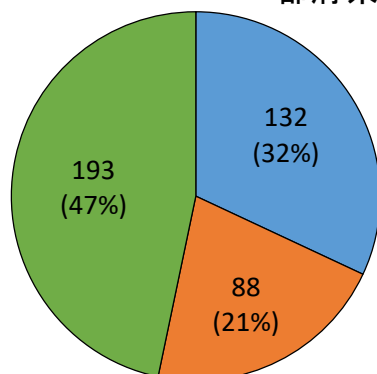
受託範囲について(R5実績)

《受託した農家の範囲》

北海道

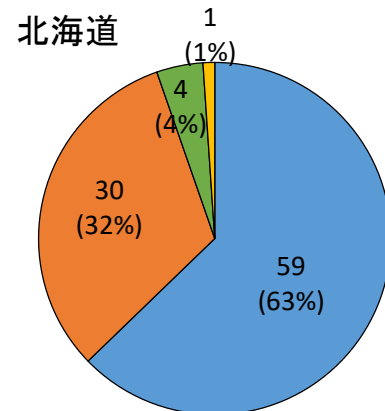


都府県

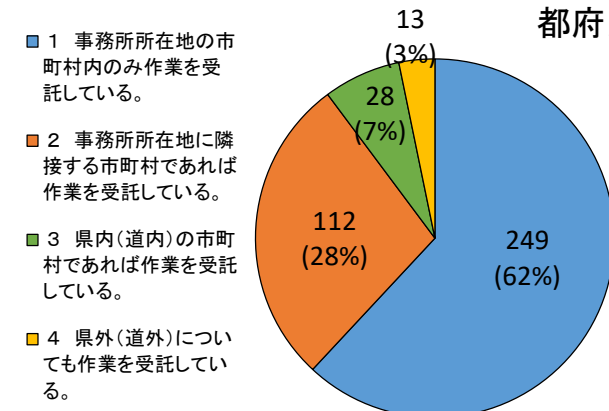


《作業受託に対応している地域の範囲》

北海道



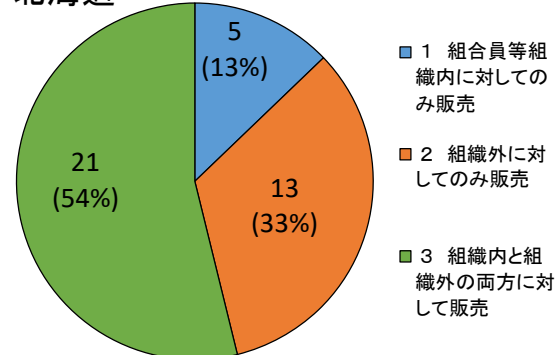
都府県



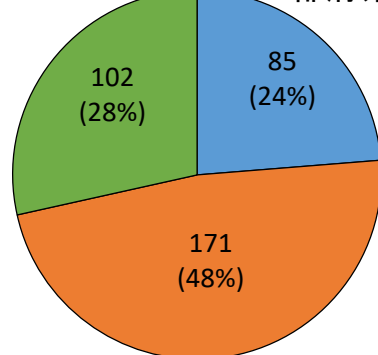
飼料作物の販売について(R6)

《飼料作物の販売範囲》

北海道

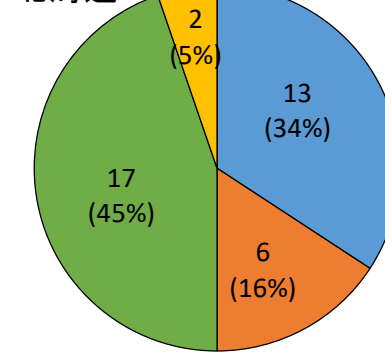


都府県

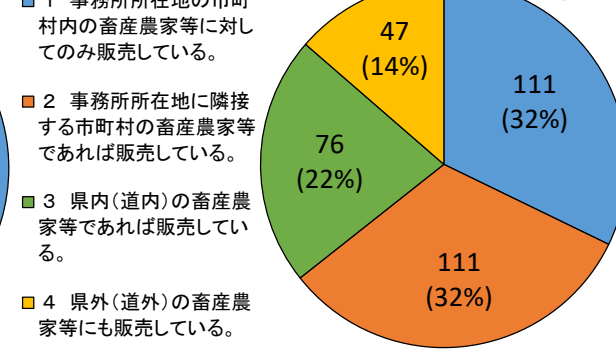


《飼料作物の販売地域》

北海道



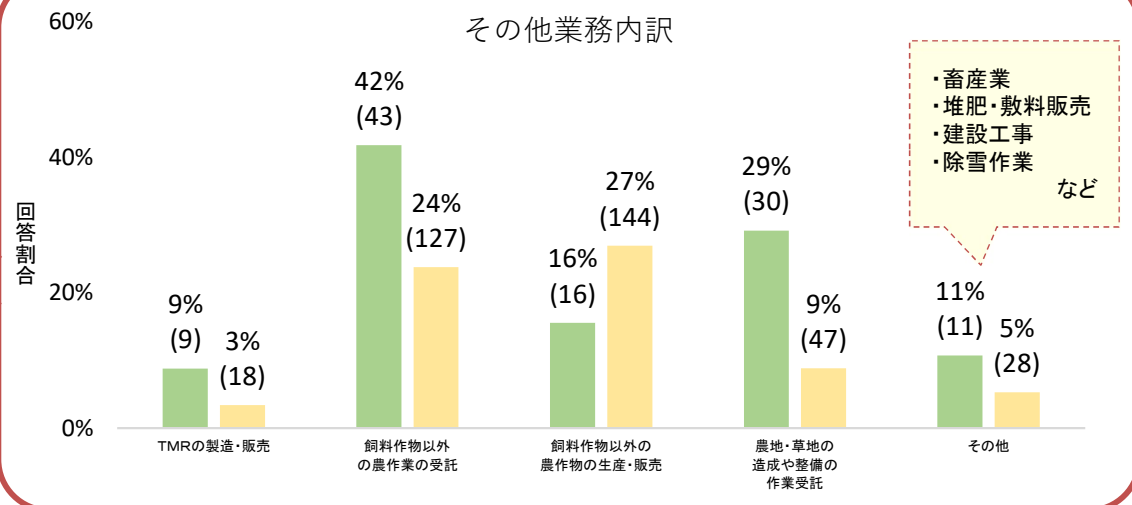
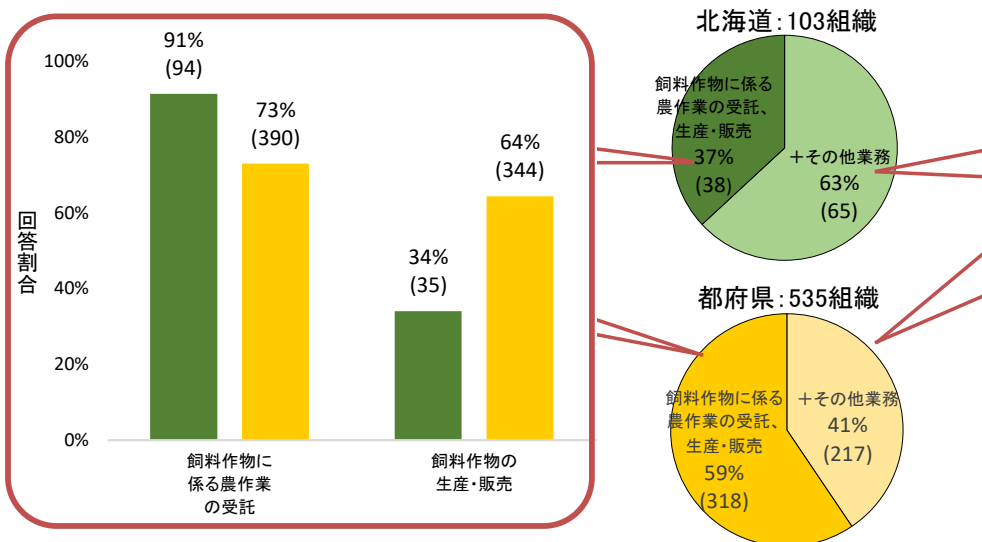
都府県



コントラクター等の普及・定着③

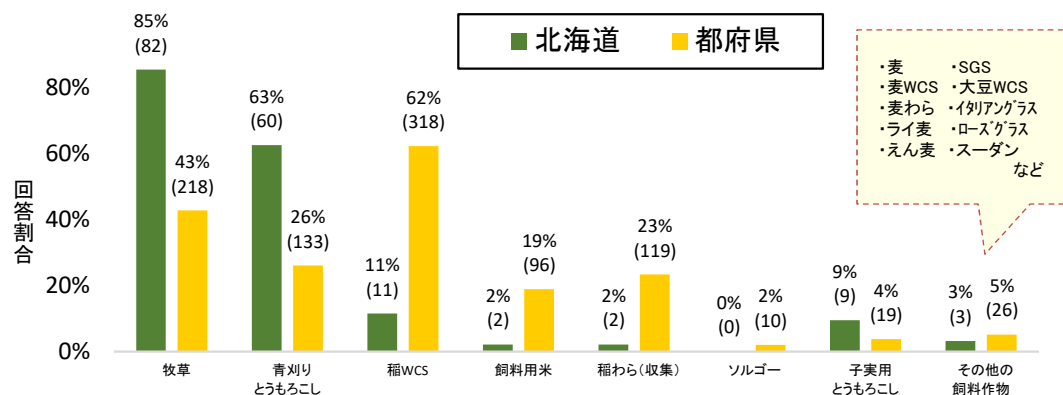
- 飼料作物に係る農作業の受託や飼料作物の生産・販売のみに取り組む組織が、北海道では約4割、都府県では約6割。
- 飼料作物に係る作業以外の業務に取り組む組織は、北海道では飼料作物以外の農作業や農地・草地の造成や整備の受託が、都府県では飼料作物以外の農作物の生産・販売や飼料作物以外の農作業の受託が多い。
- 収穫している飼料作物は、北海道では牧草が最も多く(回答組織の85%)、都府県では稲WCSが最も多い(同62%)。
- 今後、生産拡大を図りたい飼料作物は、北海道では牧草が最も多く、次いで青刈りとうもろこし、都府県では、稲WCSが最も多く、次いで牧草、青刈りとうもろこし。

業務内容(R6)



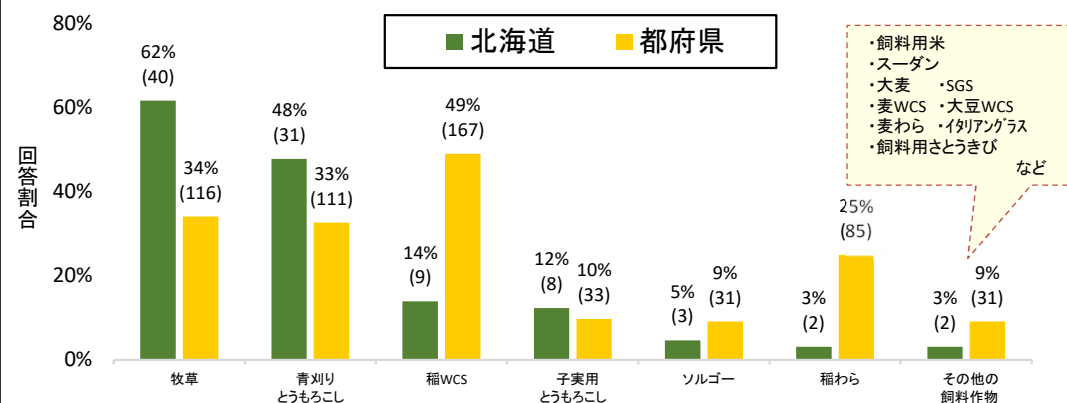
本問に回答のあった組織(北海道103組織、都府県535組織)のうち、各業務内容を実施していると回答のあった割合(複数回答あり)。()内は回答組織数

収穫している飼料作物の内訳(R5実績)



本問に回答のあった組織(北海道96組織、都府県511組織)のうち、各作物を収穫していると回答のあった割合(複数回答あり)。()内は回答組織数

今後、生産拡大を図りたい飼料作物(R6)



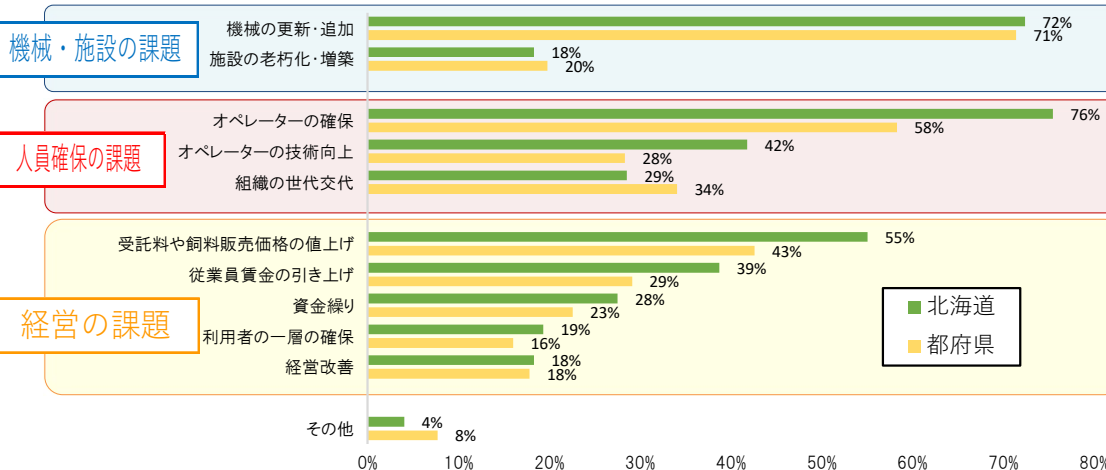
本問に回答のあった組織(北海道65組織、都府県341組織)、割合は回答組織による占める割合。複数回答あり。()内は回答組織数

コントラクター等が抱える課題

- コントラクターでは、「機械の更新・追加」、「オペレーターの確保」、「受託料や販売価格の値上げ」に課題を抱える組織が多い。
- 「機械の更新・追加」等の投資には、経営の安定が不可欠。経営安定のための、一つのポイントになりうると考えられる複数年契約をしている組織は全体の約3割。
- 飼料作物の生産作業は5月～10月頃に集中するため、作期を分散させるほか、農閑期には周年雇用者を他業種業務に従事させたり、繁忙期には臨時雇用者を雇うなどの工夫がみられる。

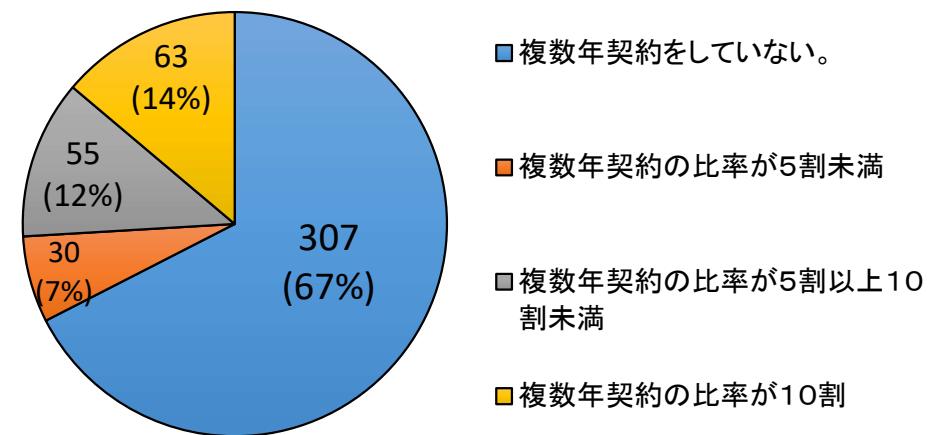
(※: 契約に基づく粗飼料生産・販売のみを行う組織も含む)

組織運営上の課題(R6)



回答組織: 602組織(北海道98組織 都府県504組織)。割合は回答組織数に占める割合。複数回答あり。

作業受託における複数年契約の比率(R6)



回答組織: 455組織(北海道90組織、都府県365組織)

コントラクター作業スケジュール (北海道における一例)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
牧草				施肥		収穫 施肥	収穫 施肥		収穫	播種		
とうもろこし					施肥 播種				収穫 施肥			

周年雇用者の農閑期の作業内容及び臨時雇用者の本業

- 周年雇用者の農閑期の作業として、除雪や作業機・施設の整備、堆肥運搬・散布、野菜・豆類の生産、耕起などのほ場管理をしている組織が多い。
- 臨時雇用者の本業は畜産家・酪農家、稲作などの農業者、離農者や定年退職者などのリタイヤした方や大型特殊免許保有者が多い。

◆【周年雇用者】農閑期の作業内容の例

- ・酪農ヘルパー
- ・スキー場、スケートリンク整備
- ・野菜・豆類の収穫作業
- ・獣害防止柵設置
- ・ドローン防除 など

◆【臨時雇用者】本業の例

- ・建設・土木・運送業者
- ・収穫時期が重複しない農家
- ・漁師
- ・酒造関係者 など

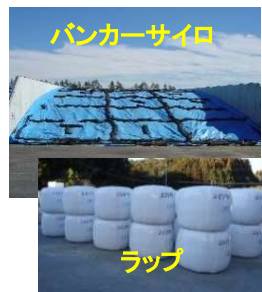
TMRセンターの普及・定着①

- TMRセンターは、牛が必要とする全ての栄養素をバランスよく含んだ飼料(TMR:Total Mixed Ration)を調製し、畜産農家の庭先まで配送する外部支援組織。良質で品質の安定したTMRを通年供給することにより、畜産農家の飼料調製にかかる労働力の軽減等に貢献。また、飼料調製のための高度な知識を持たない者による畜産経営への新規参入を容易化。
- 令和6年の組織数は169組織。経営形態は、北海道では、株式会社が最も多く(43%)、次いで有限会社(22%)、合同会社(22%)、都府県では、株式会社が最も多く(62%)、次いで農協直轄(13%)。

TMRセンターの主な業務内容



牧草等粗飼料の生産



飼料の調製・保管



TMRの調製



TMRの配送

TMRセンター組織数の推移、地域別組織数(R6)

OTMRセンターの組織数は、令和6年には169組織に増加。北海道が半数以上を占める。

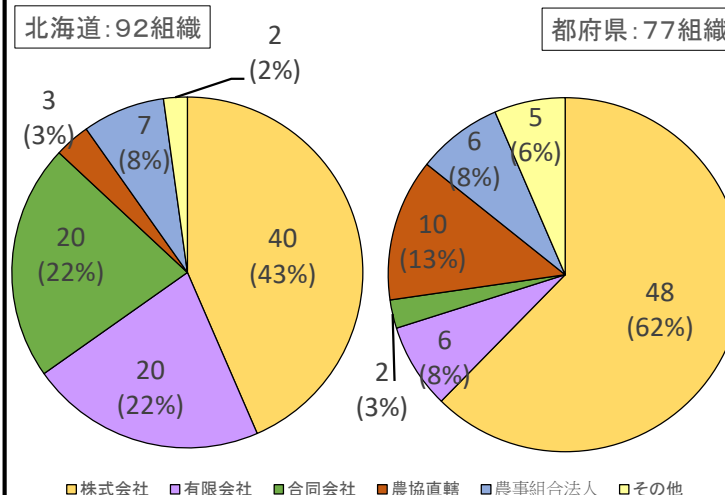
	H20	H25	H30	R4	R5	R6
全国	85	110	143	163	164	169

《地域別組織数(R6年)》

北海道	東北	関東	北陸	近畿	中四国	九州
92	19	31	2	1	5	19

出典: 飼料課調べ

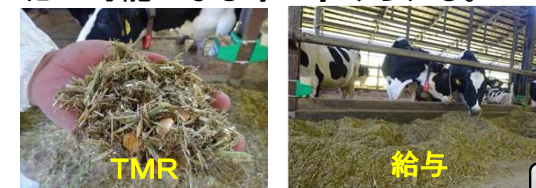
経営形態別組織数(R6)



TMRとは

TMR (Total Mixed Ration) とは、粗飼料、濃厚飼料、ビタミン、ミネラルなどの各種飼料を給与家畜の要求量に合わせてバランスよく混合した飼料のこと。

長所として、均一な飼料を通年給与できることで乳量や乳成分を高位安定させることができる、飼料給与の機械化が可能になる等が挙げられる。



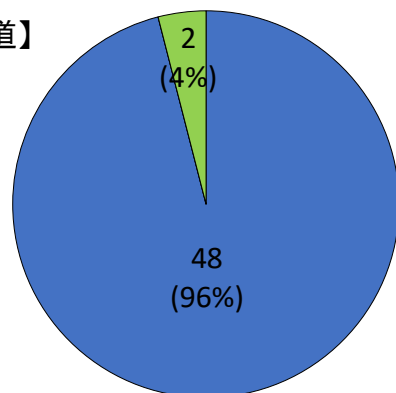
TMRセンターの普及・定着②

- 供給先の経営体について、北海道では酪農経営のみが9割を超える一方、都府県では酪農経営のみは約5割で、酪農経営と肉用牛経営の両方が約4割存在。
- 供給先の組織内外の内訳について、北海道では組織内のみが約8割の一方、都府県では組織内外の両方が約6割、組織外のみが約2割存在。
- 供給先の地域は、北海道では自組織が所在する市町村内が9割を超える一方、都府県では所在する市町村内は2割、県外の市町村にも供給している組織が4割を超える。

供給先について(R5実績)

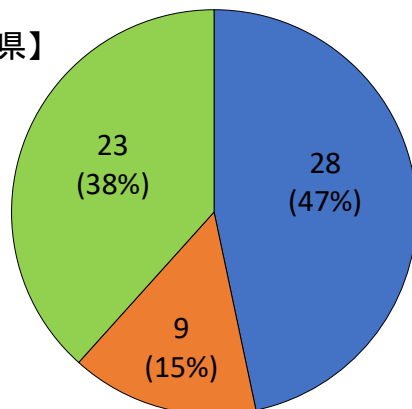
《供給先経営体》

【北海道】



■ 酪農経営 ■ 肉用牛経営 ■ 両方

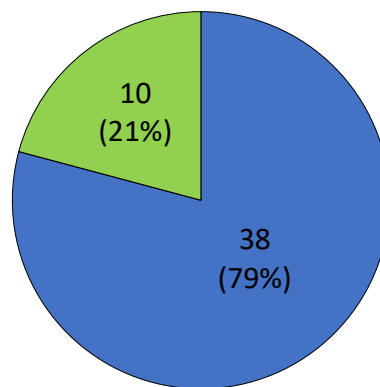
【都府県】



回答組織: 110組織 (北海道50組織 都府県60組織)

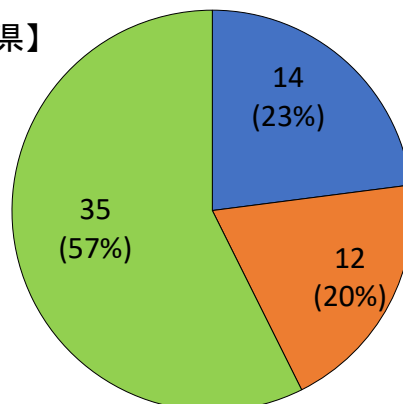
《供給組織》

【北海道】



■ 組織内のみ供給 ■ 組織外のみ供給 ■ 両方に供給

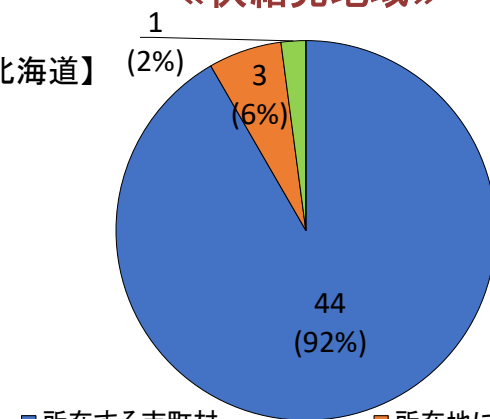
【都府県】



回答組織: 109組織 (北海道48組織 都府県61組織)

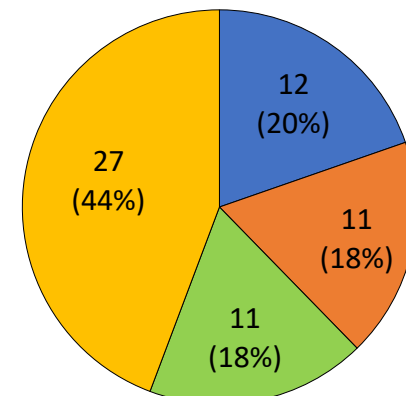
《供給先地域》

【北海道】



■ 所在する市町村内のみ供給 ■ 所在地に隣接する市町村にも供給
■ 県内(道内)の市町村であれば供給している ■ 県外(道外)の市町村にも供給している

【都府県】



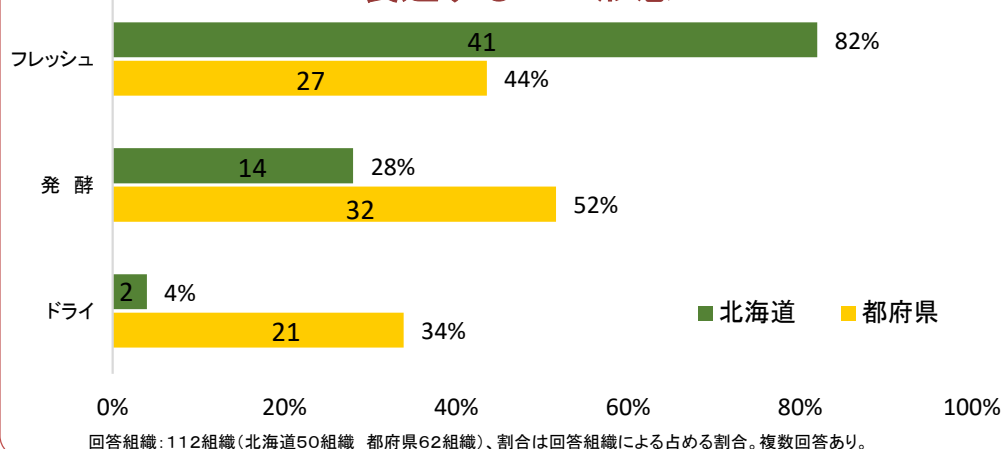
回答組織: 109組織 (北海道48組織 都府県61組織)

TMRセンターの普及・定着③

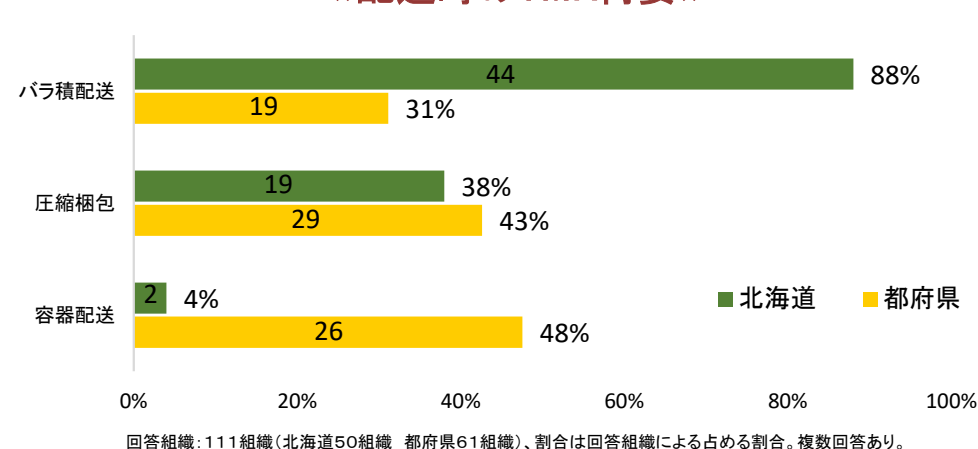
- 製造するTMRの形態は、北海道は、フレッシュが最も多く約8割の組織が製造。都府県は発酵が最も多く約5割、次いでフレッシュが約4割、ドライも約3割の組織が製造。
- 配送時の荷姿については、北海道ではバラ積配送が多く(約9割)、都府県は様々な形態で供給されている。
- 北海道では、国産粗飼料利用率が高く、また、TMR調製において、自ら粗飼料の生産を行い利用する組織が多いが、都府県では、輸入粗飼料を利用する組織が多い。

供給するTMRについて(R6)

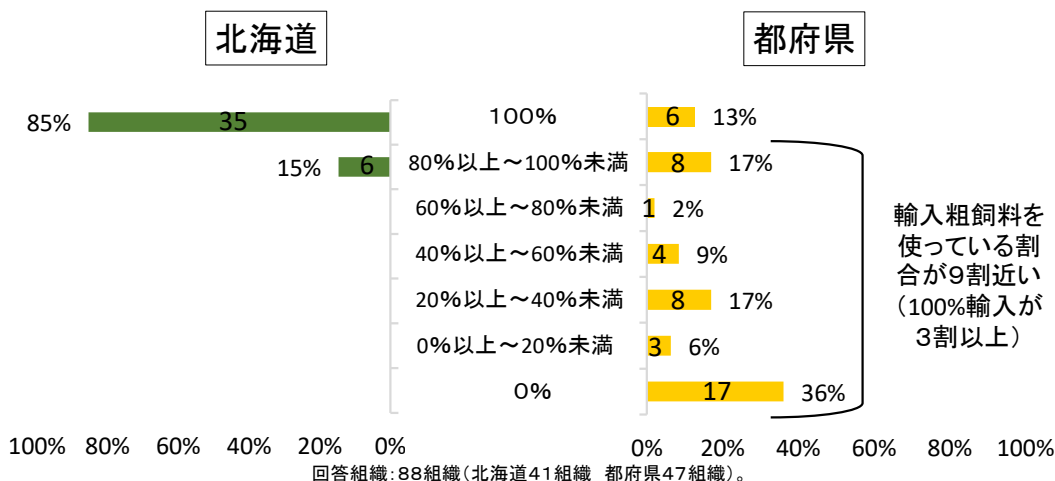
《製造するTMR形態》



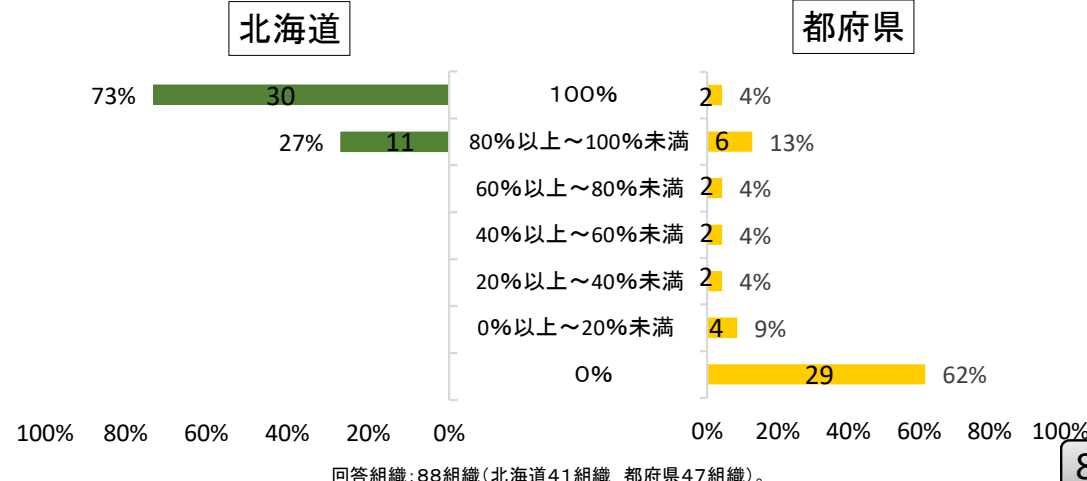
《配送時のTMR荷姿》



TMRに国産粗飼料を利用する組織の割合



TMRに自家生産粗飼料を利用する組織の割合



飼料生産組織の取組事例

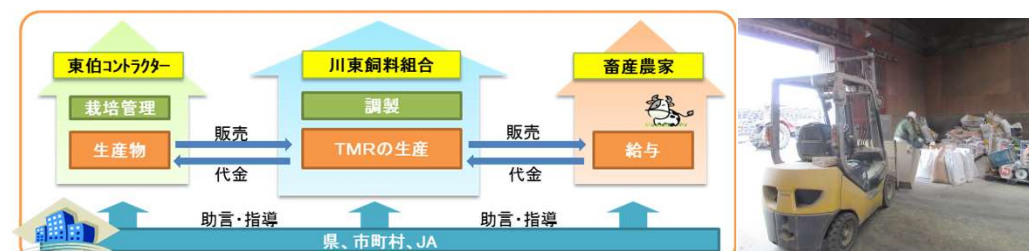
コントラクター（JA鹿追町） 【北海道】

- 平成5年度から、事業を開始。耕起、整地、堆肥・スラリー散布、播種、収穫等の作業を受託。
- 収穫作業の受託面積は、約6,900ha（延べ面積（R6））
- GPSガイダンスシステム及び自動操舵を活用し、効率的な作業を実施。



TMRセンター（川東飼料組合） 【鳥取県】

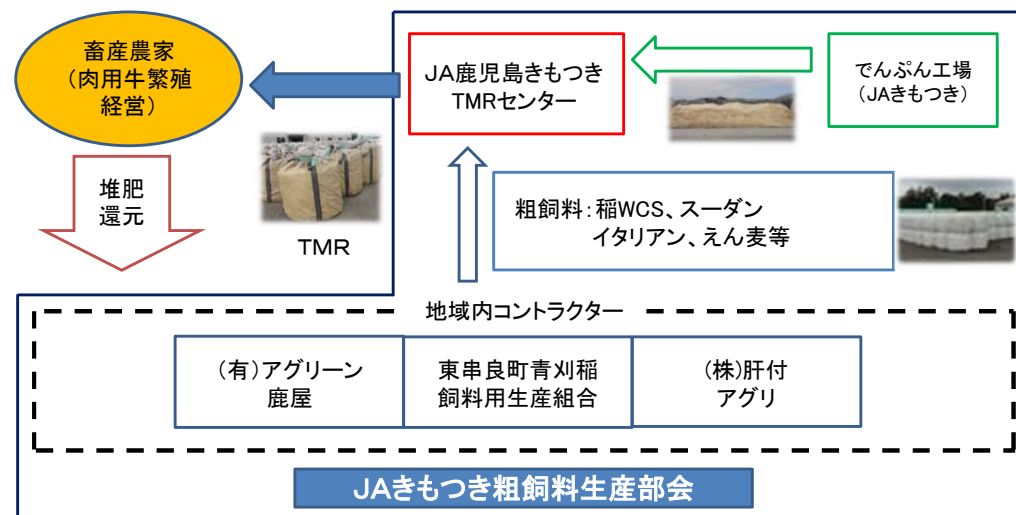
- 平成18年度に酪農家3戸がTMRセンターを設立。従業員は雇用し、TMRの給与方法等飼養管理の技術指導については大山乳業農協と連携。
- 酪農家3戸の生乳生産量が伸びたことから、利用者が増加し、現在は8戸（R6）。利用者ごとの設計に従って製造を行っている。



TMRセンターとコントラクターの連携（鹿児島きもつき農業協同組合）

【鹿児島県】

- 平成24年度にTMRセンターを設立。肉用牛繁殖経営にTMRを供給。年間生産量は約4,800トン（R6）。
- 農協と地域内のコントラクター3組織により、粗飼料生産部会を設立。良質粗飼料生産のための技術研修、面積拡大に係る情報交換、生産資材の共同購入により、効率的な粗飼料生産や技術の向上に取り組む。



○ 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち
飼料生産組織の体制強化支援

【令和6年度補正予算額（所要額）13,260百万円の内数】

＜対策のポイント＞

畜産経営体が大規模化し、飼料生産のための労働力が不足する中で、飼料生産作業を担う飼料生産組織の運営強化を図る観点から、**規模拡大等に必要**な機械の導入や簡易倉庫の設置、畜産農家等と長期契約を結び安定的に国産飼料を供給する取組等を支援します。

＜事業目標＞

飼料自給率の向上（27%〔令和5年度〕→28%〔令和12年度〕）

＜事業の内容＞

1. 飼料生産組織の規模拡大等に対する支援

飼料生産組織の運営強化のため、生産作業受託、稲わら収集、生産販売の規模拡大・省力化を図る以下の取組（飼料用米を除く）を支援します。

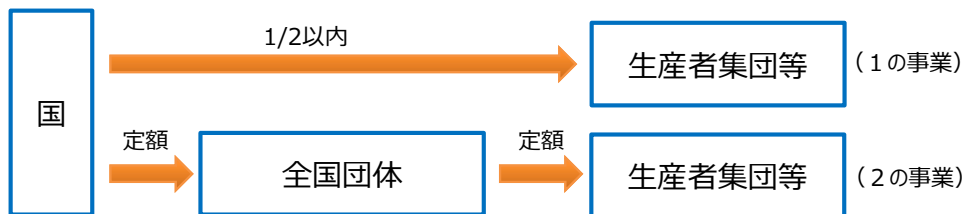
- ・ 作業機械、飼料専用運搬車、堆肥散布車の導入【1/2以内】
- ・ 簡易倉庫の設置【1/2以内】

2. 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援

飼料生産組織が、畜産農家等と5年以上の長期契約を結び、生産作業受託、稲わら収集、生産販売の規模拡大を行う取組（飼料用米を除く）を支援します（拡大分面積払い）。

【交付対象】 1年目 12,000円/10a以内
2年目 5,000円/10a以内

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 飼料生産組織の規模拡大等に対する支援



作業機械の導入



水田の排水条件の改善を支援



飼料専用運搬車の導入

2. 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援

長期契約を結び、土壌分析・飼料分析をして規模拡大



拡大面積あたり、
1年目 12,000円/10a以内
2年目 5,000円/10a以内
を支援

【お問い合わせ先】 畜産局飼料課（03-3502-5993）

○ 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち
飼料作物の生産性向上対策

【令和6年度補正予算額（所要額）13,260百万円の内数】

＜対策のポイント＞

飼料作物の生産性向上を図るため、**草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地・飼料畑に改良する技術の現地実証**を支援します。また、中山間地域における飼料作物の生産拡大等に向けて、当該地域での地域の実情を踏まえた「**飼料増産活性化計画**」の作成、**飼料増産活動や活動に必要な機械導入**等を支援します。

＜事業目標＞

飼料自給率の向上（27%〔令和5年度〕→28%〔令和12年度〕）

＜事業の内容＞

1. 草地改良技術等普及対策

① 草地改良技術の実証等に対する支援

裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する**草地診断の実施**、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する**難防除雑草駆除技術、高位生産草地等転換技術**の現地実証を支援します。

2. 中山間地域飼料増産活性化対策

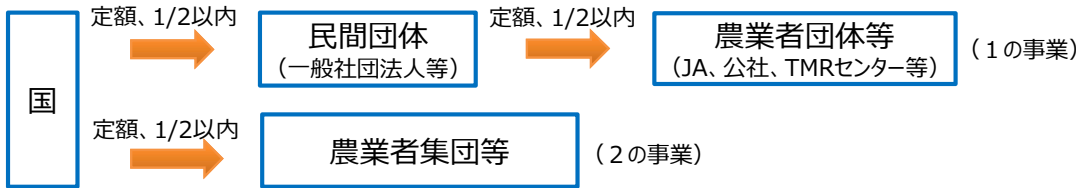
① 飼料増産活性化計画の作成支援

耕作放棄地の増加や農業者の減少が深刻化している中山間地域において「**飼料増産活性化計画**」の作成に必要な専門家の招へい、**現地調査**等を支援します。

② 飼料増産活動等への支援

中山間地域における放牧や飼料作物の共同生産などの**飼料増産活動**、これらの活動に必要な**機械導入**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 草地改良技術等普及対策

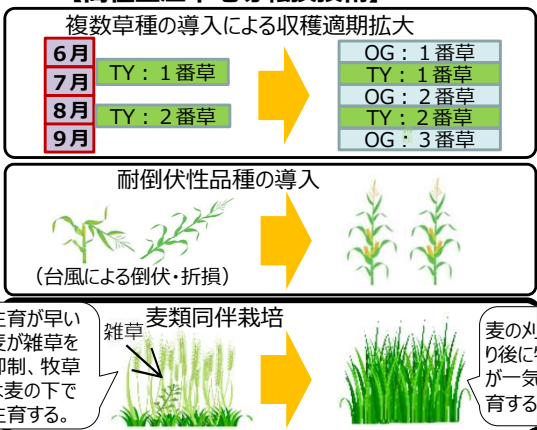
【草地診断の実施】



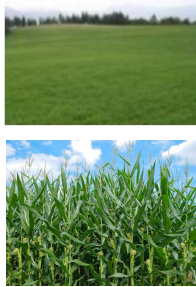
【難防除雑草の駆除】



【高位生産草地等転換技術】



高品質かつ高収量な草地・飼料畑への改良



2. 中山間地域飼料増産活性化対策

【飼料増産活性化計画の作成】



【放牧の実施】



【飼料作物の共同生産】



【獣害を受けにくいソルガム】



【お問い合わせ先】 畜産局飼料課（03-6744-2399）

○ 飼料備蓄・増産流通合理化事業

【令和7年度予算額 1,760(1,820)百万円】
(令和6年度補正予算額(所要額)13,260百万円)

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等**の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、**飼料穀物の備蓄や飼料輸送の効率化の実証、配合飼料工場の事業再編に向けた調査等**の取組を支援します。

<事業目標>

- 飼料自給率：27%→28% [令和5年度→令和12年度]
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

<事業の内容>

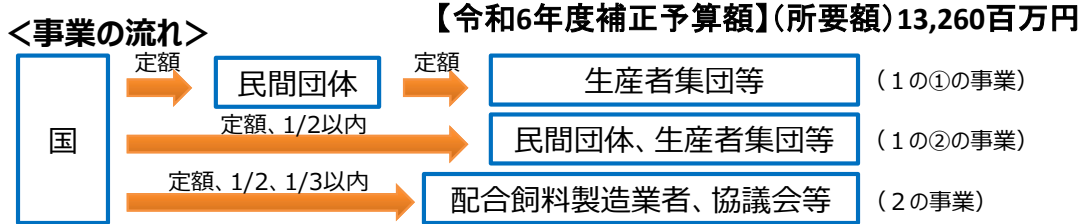
1. 国産飼料増産対策事業

- ① 飼料生産組織の体制強化等支援
オペレーター確保のための募集活動、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修、人員・機械の有効活用状況調査を支援します。
- ② 国産濃厚飼料生産の推進
子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

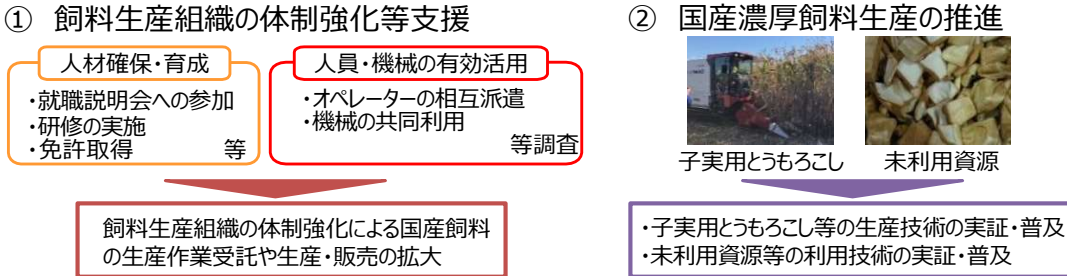
- ① 飼料穀物備蓄
不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画(BCP)等に基づき実施する飼料穀物・飼料作物種子の備蓄や、関係者間の連携体制の強化、輸入先国の多様化の検討の取組を支援します。
- ② 飼料流通・製造合理化
飼料輸送の効率化に資する実証等の取組、配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組を支援します。

国産飼料生産・利用拡大緊急対策

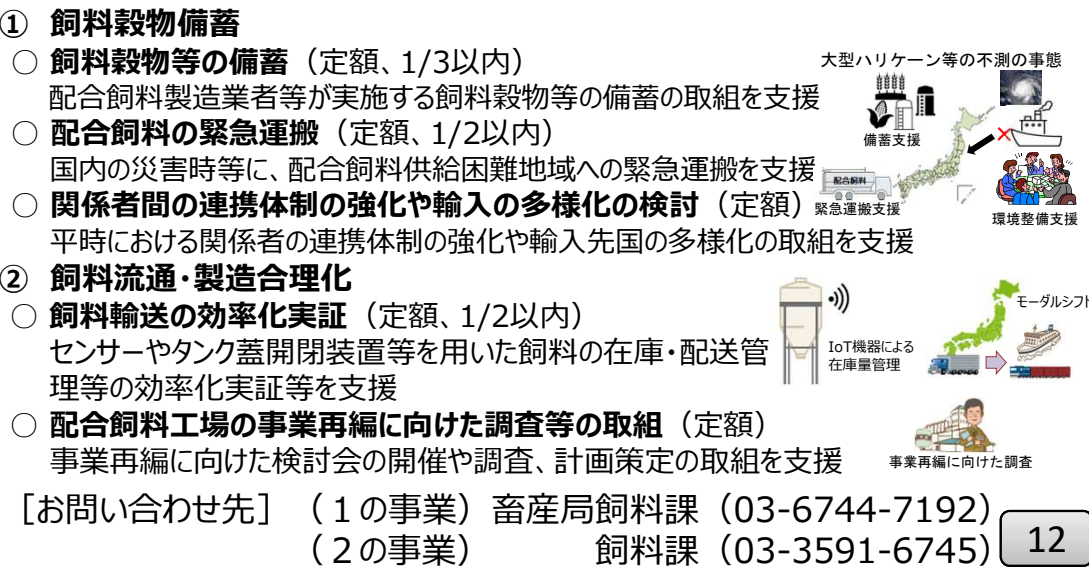


<事業イメージ>

1. 国産飼料増産対策事業



2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-7192) (2の事業) 飼料課 (03-3591-6745) 12

○ 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち
国産飼料増産対策事業

【令和7年度予算額 1,760(1,820)百万円の内数】

<対策のポイント>
飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等**の取組を支援します。

<事業目標>
○ 飼料自給率：27%→28% [令和5年度→令和12年度]

<事業の内容>

1. 飼料生産組織の体制強化等支援事業
飼料生産組織の**人材確保・育成**や、**人員・機械の有効活用**を推進するため、オペレーター確保のための**募集活動**や、**大型特殊免許**や必要な**技術資格の取得**、**人材育成のための研修**、**人員・機械の有効活用状況調査**を支援します。

2. 国産濃厚飼料生産の推進
子実用とうもろこしや**未利用資源**等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な**検討会の開催**や**専門家による現地指導**、**必要な資材費等**を支援します。

<事業イメージ>

1. 飼料生産組織の体制強化等支援事業

人材確保・育成



- ・就職説明会への参加
- ・インターンシップの実施 等
- ・研修の実施
- ・免許取得 等

人員・機械の有効活用

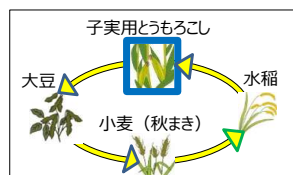


- ・オペレーターの相互派遣
- ・機械の共同利用 等調査

+

飼料生産組織の体制強化による国産飼料の生産作業受託や生産・販売の拡大

2. 国産濃厚飼料生産の推進



子実用とうもろこし
大豆 小麦(秋まき) 水稻

子実用とうもろこしを組み合わせた輪作体系



未利用資源

・子実用とうもろこし等の生産技術の実証・普及
・未利用資源等の利用技術の実証・普及

<事業の流れ>

